

## 郵送による提出にご協力をお願いいたします。

令和8年1月1日に府中市にお住まいの方は、下記チャートで申告不要となる場合を除き、原則として令和7年中の状況の申告が必要です。正確な税額、国民健康保険税などの算定のためにご協力をお願いいたします。

## ① 申告が必要か確認する

令和7年中に所得がありましたか？

遺族年金、障害年金、失業給付金等の非課税所得のみの方は「いいえ」に進みます。



①非課税証明書や所得証明書が必要な方  
②市の助成などを受けられる方  
③国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入している方  
上記のいずれかに該当しますか？



必要  
不要



： はい

： いいえ

： そのまま進む

次の方は、申告をおすすめします。  
(確定申告する方を除きます。)

・源泉徴収票に含まれない控除がある方  
(扶養控除の変更・配偶者特別控除、特定親族特別控除・障害者・ひとり親・寡婦・勤労学生控除等の追加)

または医療費・社会保険・生命保険・寄付金等の支払いがある方(※ワンストップ特例申請者を除きます。)

・合計所得金額が1,000万円を超える方  
で、同一生計配偶者がいる方



市・都民税申告は不要  
原則、税務署で所得税の確定申告が必要です。

①年末調整を受けていない給与がある方  
②給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方  
③公的年金等の収入が400万円を超える方、または公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円を超える方  
④事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、所得税を納める必要がある方  
⑤医療費控除などがあり、確定申告することで所得税の還付が受けられる方

上記のいずれかに該当する場合、武蔵府中税務署(042-362-4711)へお問い合わせください。

給与収入のみの方(勤務先から市へ給与支払報告書が提出される方)※勤務先に確認してください。

不要

公的年金収入のみの方(400万円以下)

不要

上記以外の方(税務署で確定申告の必要がないとされた方、20万円以下の所得がある方など)

必要

※寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附先の自治体に提出している方が、市・都民税の申告書を提出した場合、ワンストップ特例制度は適用となりませんのでご注意ください。

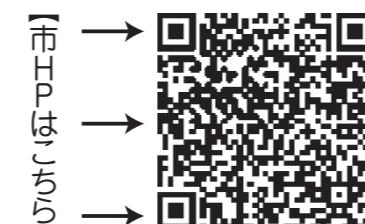


## ② 必要書類を用意し、申告書の記入をする。★収入控除の書類は令和7年中のもの

項目	必要なもの
本人確認	申告者本人のマイナンバー確認書類
収入	給与・公的年金の収入 源泉徴収票(ない場合は給与明細書など) その他の収入 収入金額や必要経費がわかる帳簿や領収書など
控除	社会保険料控除 控除証明書または領収書など(コピー不可) 生命保険料・地震保険料控除 控除証明書(コピー不可) 医療費控除 医療費控除の明細書または医療費のお知らせ(コピー不可)※領収書添付不要 セルフメディケーション税制(医療費控除との選択適用) セルフメディケーション税制の明細書※領収書添付不要 障害者控除 障害者手帳、障害者控除対象者認定書等 配偶者控除・扶養控除 対象の親族が国外に居住の場合、親族関係書類と送金関係書類 寄附金税額控除 寄附した団体などから交付された寄附金の証明書など(コピー不可) 勤労学生控除 学生証、在学証明書など

医療費控除を受けられる方へ  
府中市国民健康保険に加入している方の「医療費のお知らせ」(医療費通知)の交付を希望する場合は、申請が必要です。  
本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を持って府中市保険年金課へ郵送(申請書は市のHPからダウンロード)・オンライン申請可

府中市市民部保険年金課(042-335-4044)



[市HPはこひがい]

## ③ 申告書・添付資料を提出する

## ◆申告書の受付場所と時間

市役所おもや2階A201会議室  
令和8年2月16日(月)～3月16日(月)(土、日及び祝日を除きます。)午前9時～午後4時  
(申告期間の最初と最後の一週間、特に午前中の時間帯が混雑しますので、お待ちいただく場合がございます。)

## ◆東西出張所での受付

白糸台文化センター講堂(3階)令和8年2月20日(金)  
西府文化センター講堂(3階)令和8年2月27日(金)  
※令和9年度からは、東西出張所での受付は行いません。

申告会場は混み合います。郵送での申告にご協力をお願いいたします。  
(同封の返信用封筒をご利用いただければ郵便料はかかりません。)

※申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## よくあるご質問

Q 昨年収入がなかったのですが、申告する必要はありますか？

A 市・都民税の申告は、国民健康保険税の算定や非課税証明書の発行など、市の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われています。そのため、所得の有無にかかわらず、申告が必要になる方がいらっしゃいます。フローチャートをご参照ください。

Q 税務署で確定申告の必要がないと言われました。市・都民税の申告は必要ですか？

A 市・都民税の申告が必要な場合があります(例:公的年金等の収入金額400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は、控除に係る申告をすることで市・都民税が減額になるなど)。判断に迷う場合は市民税課にご相談ください。

Q 郵送提出の際、申告書の控えをもらうことができますか？

A 申告書の控えは返送していません。ただし、申告書受付書については、切手を貼った返信用の封筒を同封していただければ返送いたします。

Q 住民税が非課税になる基準を教えてください

次のいずれかに該当する場合は住民税が非課税となります。

①生活保護の規定による生活扶助を受けている方

②障害者・未成年者・ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方

③前年の合計所得金額が45万円以下の方

④扶養親族がいて、かつ、前年の合計所得金額が(35万円×(本人+扶養人数))+31万円以下の方

※扶養人数には、「同一生計配偶者」および「16歳未満の扶養親族」を含みます。

Q 納税通知書はいつ頃届きますか？

A 市・都民税が課税になった方には、6月中旬にご自宅へ税額の通知を郵送します。(給与から徴収する方は、5月中旬にお勤め先に通知を郵送します。)ただし、市・都民税が非課税となる場合は、納税通知書は送付していません。

Q 府中市から転出したのに申告書が届きました。提出する必要はありますか？

A 市・都民税は、その年の1月1日を賦課期日としています。賦課期日時点での府中市にお住まいだった場合は、その年の市・都民税は府中市に納めていただることになります。そのため、その算定の基となる申告書は府中市に提出する必要があります。

